

第 2 号 (平成 2 8 年 3 月 1 0 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

平成28年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成28年3月10日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年3月10日午前 9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成28年3月10日午前11時45分 議長 木村武壽

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	岡田	久雄
4番	岩田	剛	5番	古川	昭義
6番	村田	忠文	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	操
10番	木村	武壽			

欠席議員

1番 谷田 利一

会議録署名議員の氏名

4番 岩田 剛 9番 谷田 操

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	菱本 嘉昭
議会書記	中谷 誠	議会書記	西島 豊広

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	野田 昌司	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	高江 裕之
学校給食センター所長	藤崎 裕司		

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

平成28年3月10日（木）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第6号 井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第5 議案第11号 井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第22号 平成28年度井手町一般会計予算
- 第7 議案第23号 平成28年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第24号 平成28年度井手町水道事業会計予算
- 第9 議案第25号 平成28年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第10 議案第26号 平成28年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 議案第27号 平成28年度井手町介護保険特別会計予算
- 第12 議案第28号 平成28年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第13 議案第29号 平成28年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第14 議案第30号 平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の会議に谷田利一議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

町長より、議案第30号として平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第5回）が追加提案として提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しておりますので、平成28年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、岩田 剛議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第4号、井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第4号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 2ページの例規集の新旧対照表で、911ページの3のところ、今までなかった人事評価の状況、休業に関する状況、退職管理の状況というのを公表することになると。やっていることを公表するのは当た

り前のことなので、それは当然なんですけれども、その中身についてお伺いしたいんですが、今、井手町の職員の人事評価というのはどういう形で行われているのか。ランクづけがあって、よその自治体の例を聞きますと、5段階で評価するとか、そういうことを聞くわけなんですけれども、まず、職員を評価するのに、どのような段階を踏んで、面接とかいろいろあるかと思うんですが、それで誰が実際その評価をするのか、ランクづけ等をするのか。本人にランクづけ等の通知がされているのか。

今回、こういうふうに公表するに当たっては、どのランクの人が何人というような、そういう公表の仕方なのか。まさか個人名を出したりということはないと思うんですけれども、どういう公表の仕方をするのかという点が、人事評価にかかわっての質問です。

二つ目、職員の休業に関してというのも、休業している人数とか期間とか、そういうことをどこまで公表するのか。それと、8項の退職管理の状況ということですが、退職管理という言葉そのものがよくわかりませんので、どういうことを指して退職管理と言うのか、どういう公表の仕方をされるのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田議員のご質問にお答えいたします。

まず、人事評価制度につきましては、地方公務員法が改正されまして、全市町村で取り組むべきことということで、今は事務を進めているところであります。人事評価制度というのは、職員の職務遂行能力や目標達成に向けた努力を適正に評価して、人材育成、また、自分が目標を立てて、その目標に向けて取り組んでいくという、いわゆる結果を評価とはなりますけれども、人を育てるという趣旨で導入されるものであります。

私どもとして、今現在、業者にも委託はしておりますけれども、人事評価制度導入に向けて、研修であったり、その各項目であったりというふうなことを今現在進めておりまして、基本的には、職員の人事評価制度で二つありまして、大きく二つに分けまして、能力評価、業績評価をそれぞれ数字としてあらわして評価をしていくというふうなことであります。

今回、この公表につきましては、どのように公表するかという指針は実はまだ出ておりませんので、確認をしながらの対応になろうかと思いますが、

現在、試行段階をされておられる団体でありますと、この公表の中では、こういうふうな評価をしていますというふうなことを載せておられる団体が多いでございます。評価方法の概要を載せておられるのが多い状況であります。ただ、また府なり国からの通知があれば、私どももそういうふうな対応、それに則した対応をしていくことになるかと思えます。

続きまして、先に退職管理の関係でございますが、こちらにつきましては、年度途中、例えば勸奨退職であるとか定年退職であるとかいうふうなことの人数を公表するものというふうに現在考えおります。

あと、休業についても、こちらについては、今のところ、名前とかを出すことはないんですが、休業の人数なりを公表するというふうに考えております。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 人事評価に対しましては、公務員の世界で、業績や能力を数字であらわすということは、住民に奉仕するという公務員の性格から見て、それに本当にリンクするのか。例えば窓口で、お見えになった住民の方と長時間にわたっていろいろお話をしなければならぬ、疑問にお答えしなければならぬので、時間がかかるような場合もございますね。そういうときに、例えば窓口対応を1日で何人したみたいなことが数字と言われたら、評価にかかわるなんていうことになるのと、丁寧に対応された方は逆に評価が低くなるというようなことも起こりかねない、数字で判断するということがなれば。

業績と言われますけれども、役場の職員の仕事の中で、個人の業績として、これがやれました、できました、これができませんでしたみたいなことが判断できるのか。もちろん、チームワークで仕事を進めるわけですし、ごみ収集に当たる職員が何トンごみを集めましたみたいな、そんなことではかかれることではないと思うんですね。能力というの、テストして何点とるというようなことではないわけですから、公務員の職場には、こういうやり方の人事評価は非常になじまないんじゃないか。

人を育てるという意味では、面接等を行いながら悩み事を聞いていくとか、

メンタル的な話もありますから、そういうことをやるのは進めてもらったらいいなと思うんですけども、それを数字でランクづけするということはなじまないと思いますが、いかがでしょうか。

先行実施しているようなところ、大阪市なんかでは、低い評価が多いということで、そのランクづけを人件費削減に使っているんじゃないかというようなことも言われているところもあります。そういう、公務員の仕事と数字による評価という点について、どのようにお考えか。

それと、人事評価に関する職員組合との話し合い、どのようになっているかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 先ほど担当課長がお答えしましたように、地方公務員法の改正に基づきまして、法の趣旨に沿った制度を導入すべく、今現在やっているところをございまして、ご意見として承っておきます。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 副町長がご意見として承っておくというのは、どう考えているんですかと、公務員の能力や業績を数字ではかるということについての意見を町長にお伺いしているわけですが、私の意見は承ってくれはったんですけど、町長の意見は承ってないので、ぜひその点はお聞かせいただきたい。

それと、こういう人事評価はそのまま昇給とか処分に関連しますから、職員組合とどういう話し合いになっているのか。まだそんなのはつくっている途中やから、話し合いもしてないのか。だけど、もう公表することだけは決めるのか。その辺はちょっと説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 先ほどもるる説明しておりますが、法の趣旨に基づいて制度をつくっております、その法律に基づきます関係条例の一部改正を今回は行おうとするものでございますので、質疑の内容につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題となっております、井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。

町がさまざまな人事行政等で行っていることを公表することは当然のことです、新しい人事評価というような制度に取り組みられるのであれば、ここに加えるのは当然のことなのですが、しかし、今お尋ねしたら、その人事評価について職員組合との話し合いの状況も説明されない。職員がどう言おうが、導入することは法律で決まってるんやからやるんやということなのか、その辺は、やっぱり職員との信頼関係もあると思うんです。

地方公務員の仕事は何でもそうですけれども、成果主義というのはなじまないと思います。能力や業績評価を数字であらわすというような、そういうランク分けをされるような職場では、結局、ランクづけをされる上役の方を見て仕事をするようになって、住民の方の方を向いて仕事ができなくなるんじゃないかということが危惧されますので、人事評価制度に反対をする立場から、この条例に反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、議案第4号、井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の

一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第5号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第6号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第6号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第6号、井手町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（議案第11号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第11号、井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、議案第11号は原案のお

り可決されました。

次に、日程第 6、議案第 22 号、平成 28 年度井手町一般会計予算から、日程第 13、議案第 29 号、平成 28 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第 22 号、平成 28 年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第 22 号を朗読説明)

議長(木村武壽) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第 23 号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一)

(議案第 23 号を朗読説明)

議長(木村武壽) 次に、議案第 24 号の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(議案第 24 号を朗読説明)

議長(木村武壽) 引き続き、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 森田上下水道課参事。

上下水道課参事(森田 肇)

(主な事業の説明)

議長(木村武壽) この際、暫時休憩します。11時10分をお願いします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、議案第 25 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第 25 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第 26 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第 26 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第 27 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第 27 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第 28 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（議案第 28 号を朗読説明）

議長（木村武壽） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 森田上下水道課参事。

上下水道課参事（森田 肇）

（主な事業の説明）

議長（木村武壽） 次に、議案第29号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（議案第29号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。各会計名並びにページ数を明示の上、質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本8件については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第22号、平成28年度井手町一般会計予算から、日程第13、議案第29号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件については、予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま予算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思えます。休憩中に特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果をご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 39 分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました予算特別委員会より正副委員長の互選結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員会の委員長には古川昭義議員、副委員長には谷田利一議員と決定いたしました。

次に、日程第 14、議案第 30 号、平成 27 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一）

（議案第 30 号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 7 ページ、歳出の方で、今回、239 万 7,000 円を高額療養費として交付をされるわけですけれども、これは何月分、何人分ということになるのでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 小川保健医療課長。

理事（小川淳一） ただいまの谷田議員のご質問にお答えします。

今回の請求分につきましては、28 年 1 月診療分を基本に請求が参っておりますけれども、金額といたしましては、810 万 5,141 円が今回連合会から請求分、窓口で申請いただいている分が 21 万 2,291 円、合わせまして合計 831 万 7,432 円でございます。

件数につきましては、ただいま資料がございませんので、申しわけございません、後ほどご回答させていただきます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) だから、合計831万7,432円支払わなければならなくなっただけでも、当初の予算というか、4回目までの補正で賄える分があったけれども、あと239万7,000円足りないと、そういうことですか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) 議員おっしゃるとおりです。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第30号、平成27年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第5回)を採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月23日午前10時から会議を開きます。よろしく願いいたします。

散会 午前11時45分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 木 村 武 壽

署名議員 岩 田 剛

署名議員 谷 田 操